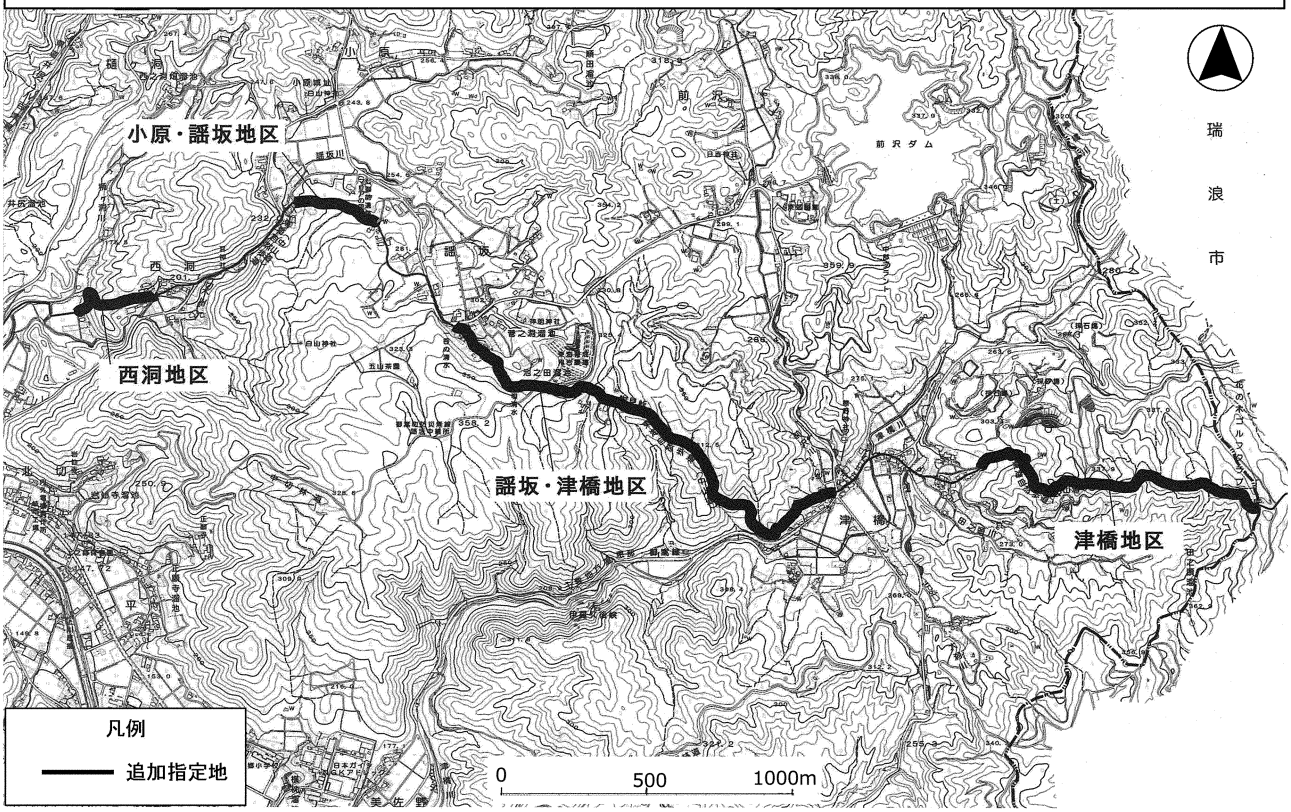
史跡　中山道　追加指定地域参考図



○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
おくのほそ道の風景地	平成二十六年文部科学省告示第二百十一号、平成二十七年文部科学省告示第百四十三号、平成二十八年文部科学省告示第四十五号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十五号			おくのほそ道の風景地
草加松原				草加松原
ガンマンガ淵（慈雲寺境内）		けいの明神（氣比神宮境内）		ガンマンガ淵（慈雲寺境内）
八幡宮（那須神社境内）		福井県敦賀市曙町		八幡宮（那須神社境内）
殺生石				殺生石
遊行柳（清水流るゝの柳）				遊行柳（清水流るゝの柳）
黒塚の岩屋				黒塚の岩屋
武隈の松				武隈の松
つゝじが岡及び天神の御社			八番二のうち実測二九七〇三・八四平方メートル、八番五、八番六、八番一九、八番二四	つゝじが岡及び天神の御社
木の下及び薬師堂				木の下及び薬師堂
壺碑（つぼの石ぶみ）			福井県敦賀市曙町八番二と同八番五と同八番六に挟まれる水路敷を含む。	壺碑（つぼの石ぶみ）
興井				興井
末の松山				末の松山
籬が島			備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び敦賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	籬が島
金鶏山				金鶏山
高館				高館
さくら山				さくら山
本合海				本合海